

**<(有)タナカ興業に対して産業廃棄物処分業の許可>**

平成 27 年 11 月 5 日に市環境部環境課から関係地区の各区長に、(有)タナカ興業が平成 26 年 3 月 26 日に提出した産業廃棄物処分業許可申請について、「愛知県は 11 月 5 日付けで許可した。」と電話連絡がありました。どのような内容(最終の申請内容)で許可されたのか尋ねるも情報はありませんでした。 今日現在まで、新聞報道を超える情報はありません。

市環境課は、対策会議で「タナカ興業は愛知県への書類を出し終えたら同じものを新城市に提供する。」としていると報告していましたが、愛知県への書類を出し終えたのが何時かは不明で、タナカ興業から市への書類提供もないとのこと。また、市は現地審査に同行したいとしていましたが、現地審査が何時行われたか情報はありません。今後、状況確認をして行きます。

**<愛知県に抗議と説明要求を提出、市長と市議会にも要望>**

タナカ興業の施設が悪臭を発生させることが本当でないのか、関係区長は連名で愛知県あてに「技術的懸念」として、これまで 5 回にわたり県環境部に提出してきました。その懸念が解消されないにも関わらず許可されたことに抗議するとともに、懸念や疑問の解消について愛知県が直接地元住民に説明を行うことを要求する愛知県知事あての文書を 11 月 12 日に提出(郵送)しました。(当初は、伊藤黒田区長等が県庁を訪問して手渡す予定でした。)

併せて、同日、市長と市議会議長あてに、愛知県が直接地元住民に説明を行うことを求めるように要望書を提出しました。 ⇒ 愛知県あて文書と共に 11/16 付けで回覧

**<愛知県環境部への情報開示請求>**

- H26.3.26(有)タナカ興業が愛知県に提出した「産業廃棄物処分業許可申請」のうち、次の書類。
  - 1) 施設の処理能力を記載した書類
  - 2) 施設の容積・密閉度が分かる図面(平面図, 立面図, 断面図, 構造図等)及び換気風量に関する計算書。
  - 3) 脱臭装置に関する仕様書, 図面, 脱臭に関する計算書。
  - 4) 上記各項目について、申請後に追加提出されたもの。
- 新城市富岡代表区長を始め地域の区長の連名で県環境部あて提出した「(有)タナカ興業新城工場(申請中)に係る技術的な懸念事項について(その1~その5)」に記載した各懸念事項に関して、県環境部等において検討・検証したことを示す書類及びその検討・検証の内容を記載した書類の全て。

**<「第 12 回 産廃対策会議」>**

○ 11 月 27 日(金)19 時 30 分から富岡ふるさと会館で開催されます。内容は、「産業廃棄物処分業許可の経緯について」愛知県資源循環推進課から説明するとの事です。

今回の説明は、タイミングから、上記に記載した関係地区の区長が「愛知県担当者から、住民に直接説明するよう求めた」ものとは別に、市長の求め(11/6 中日新聞参照)により開催されるものと思われます。懸念事項についての検討内容や解消策はどうか、根拠書類を示して説明があるのか、更に対策会議での質疑を反映して、県が直接に住民に説明するよう求めていく必要があります。